

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領

(趣旨)

第1条 高知県発注地質調査業務等に関して、令和5年7月28日までに公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に係る処分案が一部の事業者に通達された。

本市発注業務等において当該事前通知対象事業者等と契約を締結することについては、市民の理解が得られず、適当でないと考えられる。

ついては、公正な入札契約手続とともに、入札契約事務に対する市民の信頼を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排除措置命令

独占禁止法第7条の規定に基づく行政処分をいう。

(2) 課徴金納付命令

独占禁止法第7条の2の規定に基づく行政処分をいう。

(3) 独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者

独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行った者をいう。

(4) 事前通知

独占禁止法第50条の規定及び独占禁止法第62条第4項において準用する独占禁止法第50条の規定による意見聴取の通知をいう。

(5) 事前通知対象事業者等

事前通知を受けたと回答した事業者及び事前通知において違反行為者とされる事業者をいう。

(事前通知対象事業者等に対する指名停止措置等)

第3条 市は、事前通知対象事業者等が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたときは、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱（昭和61年4月1日）の規定に基づく指名停止措置を行うものとする。

(事前通知対象事業者等に対する入札手続の保留等)

第4条 開札の結果、事前通知対象事業者等が落札者となり得る者又は落札候補者となり得る者に該当する場合は、その時点で入札手続を保留し、当該入札に参加した者にその旨を連絡

するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者等が前条の指名停止措置の対象となる者又は指名停止措置を受けた者であるときは、安芸市建設工事競争入札心得第10条第1項第1号に該当し、当該事前通知対象事業者等を失格とする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者等が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者等を当該案件の落札者又は落札候補者として、入札手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る入札手続についても、同様とする。
- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者等は入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 5 第1項の規定による保留の期間中において、当該事前通知対象事業者等が第2項の規定により失格となり、又は前項の規定により辞退したため、その他の入札参加者が落札者又は落札候補者となった場合、当該入札参加者は、技術者不足等を理由として、入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。なお、落札候補者については、次順位者以降も同様とする。また、当該入札参加者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 6 第1項から前項までの規定は、随意契約（やむを得ない事由により事前通知対象事業者等を相手方とする場合を除く。）に係る見積合わせの手続について準用する。

（事前通知対象者による辞退の申出）

第5条 事前通知対象事業者等は、当該事前通知に係る公正取引委員会からの排除措置命令、課徴金納付命令等の処分が確定するまでの間、入札への参加を辞退する旨を書面により申し出ることができる。

（事前通知対象事業者等の指名停止期間の特例）

第6条 事前通知対象事業者等が、第3条の指名停止措置の対象者となった場合は、施行日から当該事前通知対象事業者等が指名停止措置を受ける日の前日までの間を指名停止の期間に算入するものとする。

附 則

(施行日等)

第1条 この要領は、令和5年9月1日から施行し、同日以後に開札を行う一般競争入札若しくは指名競争入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。

(仮契約に係る経過措置)

第2条 施行日の前日までに既に開札を行っている一般競争入札若しくは指名競争入札において、この要領の施行の際現に事前通知対象事業者等が仮契約の締結を行っている場合は、その時点で契約手続を保留し、契約実施機関は当該事前通知対象事業者等にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者等が本則第3条の指名停止措置を受けたときは、当該仮契約を取り消すものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る仮契約についても、同様とする。

3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者等が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者等を当該契約の相手方として、契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る契約手続についても、同様とする。

4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者等は契約手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

(落札決定に係る経過措置)

第3条 施行日の前日までに既に開札を行っている一般競争入札又は指名競争入札において、この要領の施行の際現に事前通知対象事業者等が落札決定の通知を受けている場合は、その時点で契約手続を保留し、当該事前通知対象事業者等にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者等が本則第3条の指名停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る落札決定についても、同様とする。

- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者等が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者等を当該契約の相手方として、契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る契約手続についても、同様とする。
- 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者等は契約手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 5 第1項から前項までの規定は、施行日の前日までに既に見積合わせを行っている随意契約（やむを得ない事由により事前通知対象事業者等を相手方とする場合を除く。）に係る手続について準用する。

（落札候補者に係る経過措置）

- 第4条 施行日の前日までに既に開札を行っている入札において、この要領の施行の際現に事前通知対象事業者等が落札候補者である旨の通知を受けている場合は、その時点で入札手続を保留し、入札実施機関は当該入札に参加した者にその旨を連絡するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、当該事前通知対象事業者等が本則第3条の指名停止措置の対象となったとき又は指名停止措置を受けたときは、当該事前通知対象事業者等を失格とする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。
 - 3 第1項の場合において、当該事前通知対象事業者等が公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法（不当な取引制限）による違反行為者とされないことが確定したときは、当該事前通知対象事業者等を当該案件の落札候補者として、入札手続を再開するものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る入札手続についても、同様とする。
 - 4 第1項の規定による保留の期間中においては、当該事前通知対象事業者等は入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該事前通知対象事業者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。

- 5 第1項の規定による保留の期間中において、当該事前通知対象事業者等が第2項の規定により失格となり、又は前項の規定により辞退したため、その他の入札参加者が落札候補者となった場合、当該入札参加者は、技術者不足等を理由として、入札手続の辞退を申し出ることができるものとし、辞退を申し出た者はそのことを理由に指名停止措置の対象としないものとする。当該入札参加者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても、同様とする。